

新競争促進プログラム2010

(概要)



2006年9月26日

総合通信基盤局料金サービス課

これまでの経緯

通信・放送の在り方に関する政府与党合意(06年6月20日)

(通信関連)

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

(本合意の工程管理)

本合意の各項目にかかる検討、実施の工程については、総務大臣が与党の了解を得て管理していくものである。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006)(06年7月7日閣議決定)

(世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

通信・放送分野の改革に関する**工程プログラム**(06年9月1日)

(4 通信関連)

公正競争ルールの整備等について、「**IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会**」報告書を踏まえ、**以下の点について検討し、結論が得られたものから順次実施する。**

- ・固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・指定電気通信設備制度等の見直し
- ・その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告(9月13日)を受け、**工程プログラムの具体的実施計画に当たる「新競争促進プログラム2010」を策定・公表(9月19日)。**

IP化の進展に伴う競争環境の変化

競争環境の変化

- (1) ブロードバンド化の進展
- (2) 水平的市場統合の進展
- (3) 垂直的市場統合の進展

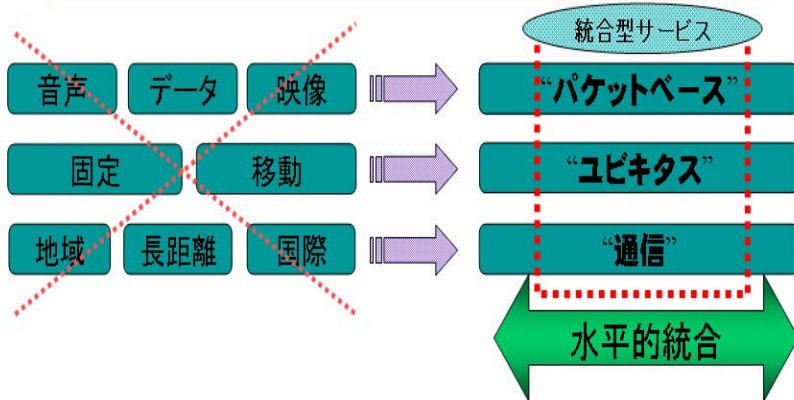
【水平的市場統合の進展】

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

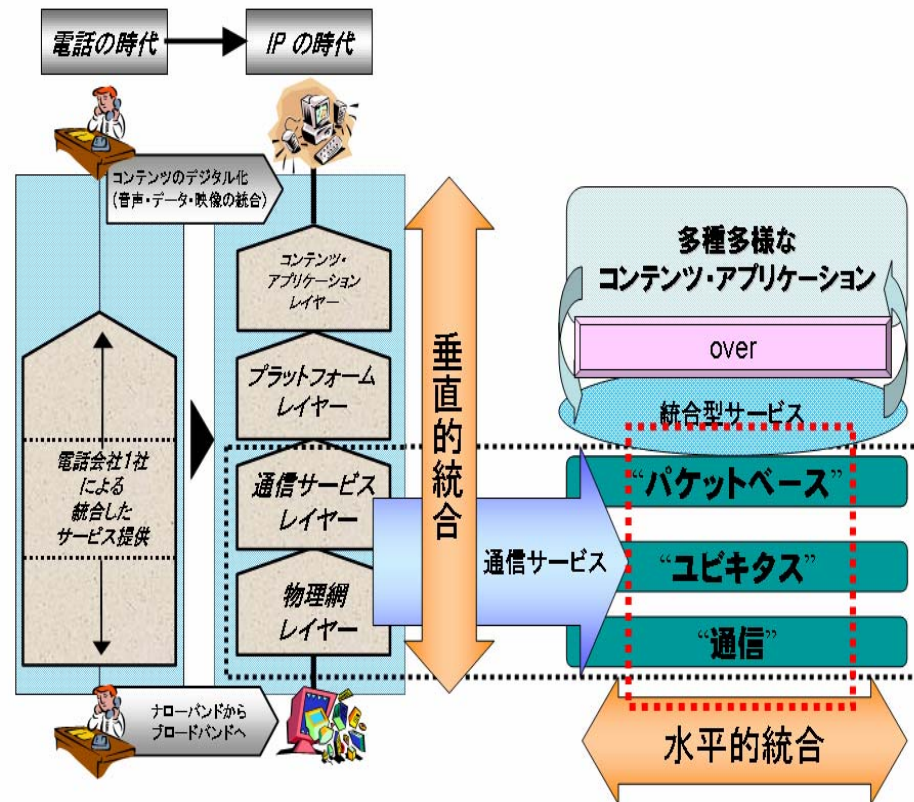
PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



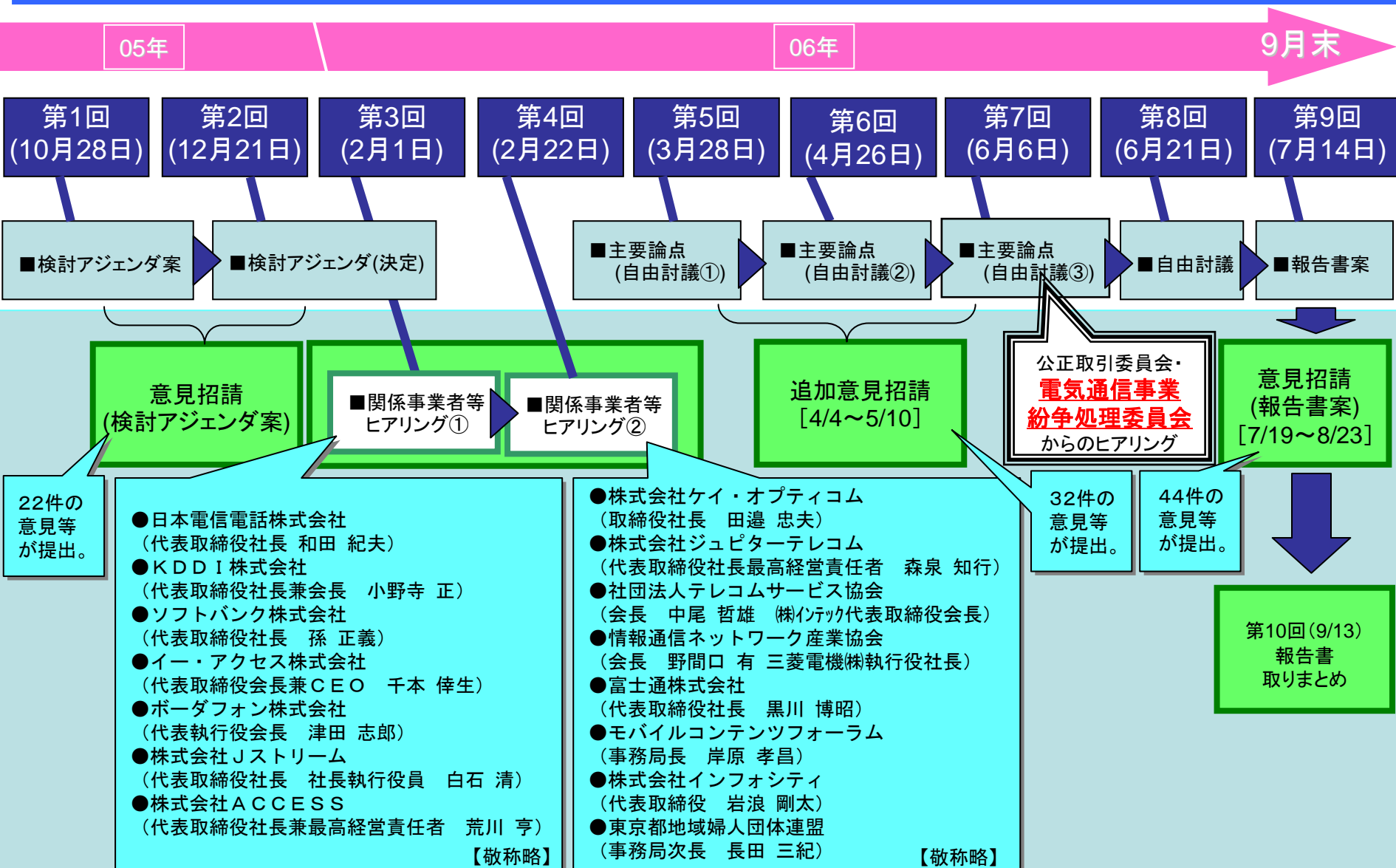
【垂直的市場統合の進展】

ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化



IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

本懇談会(座長 林敏彦放送大学教授)は05年10月以来、計9回の会合を開催し、本年7月、報告書案を公表。意見招請を踏まえ、9月13日、報告書を取りまとめた。



新競争促進プログラム2010の目的等

本プログラムの位置付け

□ 2010年代初頭までに実施する**ブロードバンド市場全体の包括的な競争ルール見直しのためのロードマップ**。

☞「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告(06年9月13日)を踏まえ、競争政策の個別施策について、“いつまでに、何を、どのように”展開していくかを明確化。

2010年代初頭を目標とする背景

(1) 2010年は、IT新改革戦略(06年1月IT戦略本部)やu-Japan政策(04年12月公表)の最終目標年次。

●政府として、2010年度にはブロードバンドゼロ地域を解消する方針。

(2) 各通信事業者によるIPベースの次世代ネットワークの構築が進展(IP網は“従”から“主”へ)

●NTT(中期経営戦略)は2010年時点でFTTHサービスの加入者を約3,000万加入と想定。

(3) 2010年代初頭は通信・放送の融合・連携が相当程度進展する見込み。

本プログラムの目的

✓**透明性**-----2010年代初頭までの通信競争政策の方向性を提示し、予見可能性(predictability)を確保。

☞ブロードバンド市場の各プレーヤーは政策当局の動向を把握し、積極的な事業展開を行うことが可能。

✓**柔軟性**-----急速な市場変化に対応し得る競争ルールへの転換を指向。

☞透明・柔軟な競争ルールの確立を通じ、多様なビジネスモデルの登場を促進し、市場の活性化を実現。

✓**迅速性**-----新たな政策課題を可能な限り速やかに抽出・検討するオープンな体制を確立。

☞必要な競争ルールの見直しを遅滞なく迅速に実施。

本プログラムの運営方法

■ 毎年、情報通信審議会にプログラムの進捗状況(プログレスレポート)を報告、必要に応じてプログラム自身もリボルビング(見直し)を実施。

■ プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の段階で通信法制全般について総合的な検証を実施。

新競争促進プログラム2010(概要)(1)

項目	具体的施策	実施計画
1 設備競争の促進	線路敷設基盤の開放促進	「電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直し (06年度中を目途)
		フォローアップ体制の構築、運用状況の検証・公表(年1回)等
	地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進	地方自治体の光ファイバ網開放手続の周知徹底 今後開放予定の光ファイバ網に係る情報提供(07年夏頃を目途)
	アクセス網の多様化の推進	2. 5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムの導入等
2 ドミナント規制の見直し	競争セーフガード制度の整備	運用ガイドライン等を策定(06年度中)、07年度から運用。
	共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルール整備	詳細な実態把握の実施(速やかに競争ルールの整備など所要の措置)
	NTT東西とNTTドコモの連携	東西・ドコモの申請を踏まえ、公正競争確保のための要件を検討
		活用業務認可ガイドラインの見直し(07年夏まで)
	NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備	検討の場を設置(本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ検討)
	会計制度(接続会計・役務別会計)の見直し	検討の場を設置(07年夏を目途に結論)
その他接続ルールに関連する事項	具体的提案募集を踏まえ、情通審の審議を経て措置 (07年夏まで)	
3 NTT東西の接続料の算定方法の見直し	固定電話の接続料の算定方法の見直し	LRIC研の検討結果を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て結論 (07年中)
	光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し	基本的にNTT東西の申請を待って具体的に検討
	次世代ネットワークに係る接続料の算定方法	次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の場において検討

新競争促進プログラム2010(概要)(2)

項目	具体的施策	実施計画
4 移動通信市場における競争促進	MNVO事業化ガイドラインの見直し	ガイドラインの改正(06年中を目途)
	端末認証制度の見直し等	06年度中に検討の場を設置(07年中に結論)
	移動通信市場におけるビジネスモデルの検証	検討の場を設置(07年夏を目途に結論)
5 料金政策の見直し	プライスカップ制度の見直し	ユニバーサルサービス制度の見直しに併せて検討
	新しい料金体系等への対応	料金設定に係る不適正事案に関するガイドラインの作成等
6 ユニバーサルサービス制度の見直し	制度見直しに向けた検討	想定される複数の選択肢について検討する場を設置(フィージビリティスタディを行い、07年中に検討結果を公表)
		情報通信審議会の審議を経て、所要の制度整備(09年に検討)
7 ネットワークの中立性に関する検討	IP網への本格移行を想定した競争政策の検討	検討の場を設置(07年夏を目途に第一次の取りまとめ)
		検討結果の取りまとめ(08年夏を目途)
8 紛争処理機能の強化	意見申出制度の改善	申出者に関する情報非開示の仕組みに関するガイドラインの策定(06年度中を目途)
	電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争処理制度の検討	可能な限り速やかに所要の制度整備を実施
	土地等の使用に係る紛争処理機能の充実	可能な限り速やかに所要の制度整備を実施
9 市場退出ルールの見直し	市場退出ルールに関するガイドラインの策定	ガイドラインを策定(06年度中を目途)
10 その他	競争ルールの一層の透明性の確保等	

紛争処理機能の強化

新競争促進プログラム2010

平成18年9月19日

総務省

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」として取りまとめた。

(8) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、意見申出制度(電気通信事業法第172条)について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、06年度中を目途に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにする他、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

総合的・一体的なブロードバンド政策の展開

IP化(ブロードバンド化)の進展

- 回線交換網からIP網への本格移行 (☞“Everything over IP”の時代の到来)
- ビジネスモデルの多様化 (☞上位レイヤーを含む垂直統合型ビジネスモデルの登場)
- IP化による「距離」の概念の希薄化 (☞地域間格差の是正の必要性、グローバル化の一層の加速化)

政策実現の方向性

- “社会経済システム全体を支える基盤”としての情報通信ネットワーク活用の推進
- 通信ネットワークとコンテンツ・アプリケーション等の有機的連携の実現 (“市場発展の好循環の創出”)
- “急速な技術革新の成果を迅速に市場で実現”するための環境整備

ブロードバンド政策の展開

均衡あるインフラ基盤の整備

デジタルデバイドの解消
(ブロードバンド基盤の地域間格差の是正)

- 多様な政策支援
- 国と地方の有機的連携 等

2010年までに
ブロードバンドゼロ地域を解消

次世代ブロードバンド
戦略2010
(06年8月)

競争促進のための環境整備

多様なビジネスモデルの登場
を通じた市場の活性化

- 公正な競争環境の確保
- 競争ルールの予見可能性 等の確保

サービス多様化・料金低廉化

新競争促進プログラム
2010

利用者保護の推進

安心安全な
ネット利用環境の整備

- 迷惑メール対策
- 個人情報保護
- 違法・有害情報対策
- ウィルス対策
- サイバー攻撃対応 等

経済社会基盤としての
ネット環境の
高信頼性の確保

新産業の創出

技術革新の成果の円滑な
導入を通じた市場の活性化

- 通信・放送の融合・連携
に対応した法体系の整備
- R&Dを通じた国際競争力
の向上
- 標準化の推進
- IT人材育成の推進
- コンテンツ市場の振興 等

高付加価値型の新産業
を創出

国際貢献の充実

IT先進国として積極的な
国際貢献を展開

- アジア・ブロードバンド計画
の推進
- ITU、OECD、APEC等の
国際機関の活動への貢献
- 二国間・多国間の政策
対話等の展開 等

グローバルな政策協調・連携
の実現

“世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成” ※(u-Japanの実現)

-----①構造改革による飛躍、②利用者・生活者重視、③国際貢献・国際競争力の強化-----

(※)IT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)

欧米におけるブロードバンド政策の最近の動向

EU(欧州委員会)

- ✓ 各加盟国にドミナント事業者が存在(加盟国間の相互参入による競争は一部存在)

政策の方向性

- EUは、06年6月、通信の規制枠組みの見直しに着手(06年中に見直し案策定、09~10年に法制化)
- 競争促進が設備投資の増加をもたらすという認識に立ち、現在の規制の枠組みを維持しつつ、設備競争が実現するまでの間、ネットワーク開放による新規参入促進を指向。

(注) 1. 成長市場(emerging market)においても、(ドミナント事業者の存在という)競争政策上の構造問題が存在する限り、規制を適用しないという考え方(“regulatory holiday”と呼ばれる)は採用せず。

2. ただし、(網開放義務を適用するとしても、)既存事業者が適正な利潤を得られる仕組みは必要。

- 設備競争が実現した段階で、事前規制は段階的に廃止し、事後規制に委ねる方針。

米 国

- ✓ ブロードバンド市場ではRBOCとCATVの設備競争(CATVが5割以上のシェア)

政策の方向性

- RBOCのブロードバンド網開放義務の撤廃(05年3月)を実施した他、連邦議会において、RBOCが映像サービスを提供する際の免許(フランチャイズの取得)要件の緩和を検討中。
- コンテンツプロバイダ等がRBOCやCATVのネットワークを公平に利用できるようにするための制度的な枠組みの在り方(“ネットワークの中立性”)について、連邦議会において検討中。
- IPベースのサービスの規制の在り方等についてはFCCで検討中(☞特段の動きなし)。